

児童生徒の心に寄り添う指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

平成 27 年 12 月に府中町内の男子中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。町教育委員会が設置した第三者委員会による調査後の答申において、「再発防止に向けての提言」の中で、「生徒指導の前提となる教員と生徒との信頼関係の確立」について指摘されています。このことは、当該校だけでなく、すべての学校が厳しく受け止め、児童生徒の心に寄り添う指導を行う必要があります。



児童生徒の心に寄り添う指導とは、教職員が児童生徒一人一人の可能性を信じ、児童生徒の思いや願い、また、成長の過程などを多面的・多角的に捉えるとともに、児童生徒が成長するための手がかりやきっかけとなる適切な環境を整えるなど、児童生徒の成長を支援する視点を持って行う教育活動のことです。

2 生徒指導の意義等について

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

(1) 自己指導能力について

自己指導能力とは、「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力」のことです。

(2) 自己指導能力の育成について

自らの人格の完成を自ら希求する児童生徒を育てるということは、教育にとって最も困難な課題といえます。なぜなら、教育の方法として、「与える」、「導く」、「型にはめる」などの方法をそのまま用いたのでは、自発性や自主性を強要するということになりかねず、本来の意味での自発性や自主性をはぐくむことができないからです。

教育という言葉は、「大人が子供を教育する」というように、大人が主語で子供が目的

語になる形で用いられることが一般的です。生徒指導についても、そうした側面を有するものです。

しかし、人格の完成については、「児童生徒が望ましい大人になる」というように、児童生徒自身が主語となる形で、児童生徒を基点として行われていく必要があります。

各学校においては、こうした生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていく必要があります。

(3) 生徒指導の三機能について

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能（生徒指導の三機能）をあらゆる教育活動に生かすことが重要です。

ア 児童生徒に自己存在感を与えること

児童生徒一人一人はかけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切にすることです。

イ 共感的な人間関係を育成すること

教職員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することです。

ウ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

児童生徒が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内において、自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与えることです。

3 児童生徒の多面的・多角的な理解について

児童生徒を共感的に理解するためには、児童生徒の現状（交友関係、興味関心、悩み、要求、性格的な特徴、能力の問題、生育歴、環境条件など）に加え、それらの背景にある思いや感情等についても継続して把握することが大切です。

また、すべての児童生徒は成長の過程において、それぞれの発達の段階に応じた課題に直面します。児童生徒の状況は日々変化しているという認識を持ち、成長のプロセ



ス全体の中で多面的・多角的かつ継続的に理解を進めていく必要があります。

さらに、担任だけの見立てや、特定の情報のみの把握にならないよう、複数の教職員が様々な角度から、児童生徒の状況を把握し、その情報を適切に共有する必要があります。

4 児童生徒理解について

教科指導においても生徒指導においても、教育実践が成果をあげるための大前提の一つは児童生徒理解です。特に、生徒指導においては、児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右するといっても過言ではありません。

(1) 児童生徒理解に求められる姿勢

ア 愛と信頼に基づく教育的関係について

人は理解してくれている人には安心して心を開きますが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応します。



生徒指導においては愛と信頼に基づく教育的関係が成立していなければその成果を上げることはできません。

イ 共感的理解について

児童生徒を共感的に理解するためには児童生徒について、また児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知る必要があります。

児童生徒一人一人を理解しようとする際には、児童生徒はすべて個性的な存在であるという認識を持つことが



大切です。それぞれ独自の特徴を持ち、一人として同じ者はいません。すべての人の人格はその個性の上に成り立っています。

生徒指導において、それぞれの児童生徒の人格を望ましい方向に形成させようとするときにも、それぞれの個性を生かし、個人の持つ特徴に従って進めることが大切です。

個々の児童生徒の長所や短所を把握することによって、いつ、どのような方法によって指導するのが最も効果的であるかということも明らかになります。

(2) 集団の理解について

集団には、それを構成する個人の理解だけではとらえきれない集団特有の問題があります。

特に、全国的にいじめの問題が頻発して以降は、児童生徒が集団から孤立することを恐れ、不満を内に秘めたまま、表面的に他者に合わせる傾向が強くなっているとの指摘もあります。

こうしたことから、集団の理解は児童生徒理解の重要な一部と見なす必要があります。

5 教育相談について

近年の急激な社会変動の中、家庭や地域の教育力、教育機能が低下していると言われ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。

例えば、身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、さらには、ネットや携帯電話を介したいじめやトラブルなど、実に様々な悩みを抱えて、児童生徒は学校生活を過ごしています。

こうした児童生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言（アドバイス）や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくるのが大切です。

コラム1

アセスメントとは

「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、児童生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするものである。硬直している状態をいったん本人や家族の視点に立って見ることで、本人や家族のニーズを理解することもできる。アセスメントを行うに当たっては、校内で組織的に対応を行うことが重要である。

例えば、暴力行為には、思春期の心理、発達の課題、児童虐待や薬物の影響、友人関係など様々な要因が考えられる。その理解により指導方法が異なるので、要因を情報に基づいて的確に明らかにすることなどが重要である。

中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望

ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。とされています。

(1) 学校における教育相談の特質について

ア 利点

① 早期発見・早期対応が可能

教職員は日ごろから児童生徒と同じ場で生活しています。そのため、児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができ、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができることは、学校における教育相談の大きな利点です。

専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候(サイン)をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能です。

② 援助資源が豊富

学校には、学級担任・ホームルーム担任を始め、教育相談担当教職員、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラーなど様々な立場があります。校長、教頭は管理職ならではの指導・支援ができます。専科教職員や授業担当者、部活動の顧問は、日常の観察やきめ細かいかわりが可能です。



③ 連携が取りやすい

学校の内部においては、上記のように様々な教職員がいて連携を取ることができます。

また、外部との連携においても、学校という立場から連携が取りやすいことが挙げられます。相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などとの連携は、困難な問題の解決に欠かすことができません。

例えば、教育相談の中で発達障害の可能性に気付いた場合には、専門家と連携することで、早期に対応が可能となります。学校では、これら関係機関との日ごろからの連携体制づくりが重要となります。ただし、かわる人が多くなると、情報の管理が難しくなります。それぞれが知り得た情報を他の関係者に全く知らせなければ連携は成

り立ちません。

基本的には、その時にかかわった関係者の中で必要な限度で情報を共有し、それ以外には洩らさないという秘密の保持、個人情報の保護などについての共通認識が求められます。

イ 課題

① 実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさ

学校における教育相談は、すべての教職員があらゆる機会をとらえて行うものであることは既に触れましたが、教育相談の実施者が、相談を受ける児童生徒と学校という同じ場で生活していることによる難しさというものがあります。

つまり教育相談における面接に、それ以外の場面の児童生徒と教職員の間関係が反映しがちであるということです。場合によっては、児童生徒が教育相談の場面においても「この人は自分についての知識を持っている。」等と感じ、安心して相談する気持ちを妨げることがあり得ます。



このような場合には、学校における教育相談の利点である多様な援助資源を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等の、児童生徒が中立的と感じやすい者が教育相談を行えるよう校内において連携を図ることが必要です。

コラム2

不応問題に気付く

児童生徒の心理的あるいは発達的問題は、不登校やいじめ、非行といった具体的問題として表れ明確になっていく場合と、教職員が日常の行動観察や、児童生徒の答案など表現されたものを通して発見する場合、他の教職員や保護者から指摘されたり相談されたりして気付く場合がある。

児童生徒の問題を少しでも早く発見し、問題が複雑かつ困難になる前に指導したり対応したりするためには教職員の観察力が必要である。

② 学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合の葛藤

学級担任・ホームルーム担任が教育相談

を行う場合には、特に問題行動などに対応する場面では、児童生徒に対する指導的かわかりを担わなければならない立場と、教育相談の実施者としての役割という、一見矛盾した役割を同時に担うことが求められることがあります。

このような場面では、一方で児童生徒がそのような問題を起さざるを得なかった背景への理解を深め、その気持ちを受け止めるとともに、問題への指導も行わなければなりません。これは必ずしも二律背反の関係にあるわけではありませんが、実際に同一人が同時に行うことは容易ではないかも



しれません。やはり学級担任・ホームルーム担任が一人で抱え込まずに、学校の利点を生かした対処を図ることが必要となります。

(2) 教育相談体制の確立について

教育相談の機能が発揮されている状態とは、教職員が児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係が保たれている状態といえます。

ア 教育相談の組織

教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要です。



教育相談に関する校内組織は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部の中に教育相談係といった形で組み込まれるものなど様々ですが、どのような組織がよいかは、学校種、学校の状況（学校の規模、児童生徒の状況等）などを勘案して作ることが望ましいといえます。

イ 教育相談の計画

教育相談が十分な成果を上げるためには、教育相談の計画が学校経営計画の中に位置付けられていなければなりません。教育相談に関する計画としては、全体計画、年間計画、さらに、それを受けた具体的な実施

計画が柱となります。

このうち、全体計画には、教育相談の理念や自校の課題を踏まえて、その学校の教育相談の目標や重点事項、組織及び運営、相談計画の骨子などが明示されることになります。

また、年間計画には、相談活動の実実施計画を始め、相談室の整備と運営、児童生徒理解の手立て（心理検査の実施等）、教育相談に関する教職員研修、保護者や関係機関との連携などに関する事項が、学期・月ごとに整理されて示されます。

さらに、それぞれの事項がどのような方針の下に、だれが、いつ、どのように行うかの細目を、分かりやすく構造化して示したものが、具体的な実施計画です。

ウ 教育相談の研修

教育相談で必要とされる教職員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切です。これらをバランスよく磨くことが、教職員研修では必要です。このことは、教育相談担当教職員にのみ求められることではなく、教育相談体制の充実のために、すべての教職員の資質向上が図られなくてはなりません。特に、校内研修会は、一般の教職員にとっては、身近で機動的に実施される有効な機会といえます。

実施上の留意点

バランスのとれた校内教職員研修としては、事例研究会と演習を取り入れた研修会が挙げられます。

前者については、事例提供者と特定メンバーを中心とした事例「報告」会で終わることがないように、参加者全員が率直に意見交換ができる雰囲気づくりが求められます。この雰囲気づくりと守秘義務の遵守などに関して、コーディネーターとしての教育相談担当教職員の果たす役割は大きなものがあります。

また、後者については、視聴覚資料を用いた集団討議、学校カウンセリングに関するロールプレイ、アセスメントで参考資料とする心理検査を自らで実施してみるなど演習を取り入れた研修が効果的です。

(3) 教育相談の進め方

ア 教育相談の対象

教育相談はすべての児童生徒を対象にします。いじめ、不登校、非行などの問題を抱える児童生徒、また、学習や対人関係、家庭の問題等で不適応感を持ち始めてきているが、まだ非行や欠席などの具体的な行動には表れていない児童生徒、さらには、表面上は特段の問題なく元気に学校生活を送っている多数の児童生徒を対象として、学校生活への適応とよりよい人格の向上を目指して行います。



コラム3

教職員の指導性について

教育相談は「児童生徒を無批判に受け入れる」かのように誤解されることがある。これは、児童生徒を受容する、児童生徒の自主性を重んじるということを表面的に理解した結果である。教育相談的配慮で大切なことは、守られた環境の中で児童生徒が、自由に伸び伸びと学校生活を送れるようにすることである。

学校では、時に競争をして切磋琢磨し、時に困難な課題に挑戦して克服する体験をすることも人格形成のためには必要である。教職員は時にリーダーシップを発揮し、児童生徒の先頭に立ってモデルを示すことも重要である。他方、元気のない児童生徒、意欲に乏しい児童生徒に対しては、カウンセリング的配慮でかかわる必要がある。

教職員は、この両面を児童生徒の状態に応じて自在に使い分けることが大切である。

イ 教育相談の実施者

教育相談は、教育相談担当教職員や養護教諭、学級担任・ホームルーム担任、スクールカウンセラーなど限られたものだけが行うものではありません。すべての児童生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して行うものである以上、すべての教職員が、適時、適切に行うことが必要です。そのためすべての教職員が教育相談の基本について理解し、実践できるように、様々な機会に教育相談の原理や方法などについて研修を受けることが望まれます。

ウ 教育相談の場面

教育相談は、あらゆる教育活動を通して行われるものですが、定期面談や呼出し面

談等

は教育相談の大事な場面です。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業では、児童生徒の顔色(表情)や姿勢、学習態度などから、様々な情報をつかむことができ、児童生徒理解を深める大切な場面といえます。その他にも、休み時間や清掃時、給食時、部活動などあらゆる場面が児童生徒理解を深める機会となります。

さらに、学級・ホームルームや学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路に関する諸課題への対応に資する活動を通して児童生徒理解を深め、教育相談にも役立てることが出来ます。

6 カウンセリングの基本技能について

教育相談は、一部の特別な知識と技法を身に付けた教職員のみが行うものではありません。教職員であればだれでも身に付けなければならない教育方法の一つなのです。

■ 教育相談で用いるカウンセリング技法

☞ つながる言葉かけ

いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎したりする言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。

例

「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」 など

☞ 傾聴

丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。

例

「そう」「大変だったね」 など

☞ 受容

反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞きます。

👉 繰り返し

児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。

例

児童生徒「もう少し強くなりたい」
教職員「そう、強くなりたいと思っているんだね」

👉 感情の伝え返し

不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。

例

児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」
教職員「そう、寂しかったんだね」

👉 明確化

うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。

例

「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」

👉 質問

話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。

👉 自己解決を促す

本人の自己解決力を引き出します。

例

「君としては、これからどうしようと考えている?」「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う?」

7 おわりに

児童生徒の自己実現を目指し、自己指導能力を育成するためには、児童生徒をより深く理解する必要があります。

的確な児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進に当たっては、多面的・多角的でかつ客観的な状況把握が必要です。

例えば、児童生徒の身体的能力、学力などの能力の側面、性格、興味、要求、悩みなどの心理的側面、交友関係、家庭環境を中心とした環境の側面や就寝時間や朝食摂取、日常的なスポーツ活動などの基本的な生活習慣、家庭での人間関係、地域での人間関係、友人関係、日常的な自然体験や直接体験の有無、情報メディアへの接触状況などを把握する必要があります。

これらの情報をもとに、児童生徒の望ましい成長のために、どのような指導・支援が必要なのかを生徒指導部会やケース会議等を開催し、指導方針を検討するなど、組織的な対応を行うことが重要です。



コラム4

ケース会議とは

「事例検討会」や「ケースカンファレンス」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ケース会議の場では、対象となる児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（手立て。ケースに応じた目標と計画を立てること）が行われる。事例の状況報告だけでは効果のあるものにはならないことに留意が必要である。

【参考文献】

- 「生徒指導提要」平成 22 年 3 月文部科学省
- 「平成 28 年度 広島県教育資料」広島県教育委員会

【出典】

- 「1 生徒指導の意義(1) 自己指導能力」については『生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習』平成 11 年 11 月 文教書院 坂本昇一 p.10 から引用